

社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会 通学補給金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、大泉町に居住する者のうち、その世帯の自立更生をめざし、高校・大学等に通学する者に対して、必要とする資金の一部を補給金（以下「補給金」という。）として交付することを目的とする。

(原資)

第2条 この規程による資金は、社会福祉法人大泉町社会福祉協議会通学補給金事業基金規程第4条の規定による運用益金及び第5条の規定による取り崩した基金を原資とする。

(金額と種類)

第3条 通学補給金の額は、次のとおりとする。

- (1) 通学支度補給金（入学の際のみ） 30,000円
- (2) 通学補給金（在学1年につき） 20,000円

(交付の条件)

第4条 この通学補給金の交付を受けようとする者は、次の項目いずれかに該当する者とする。

- (1) 生活福祉資金貸付制度に基づく修学費借受者であること。
- (2) 母子福祉資金貸付制度に基づく修学費借受者であること。
- (3) 交通遺児世帯等に属する者であること。
- (4) その他本会で必要と認める者であること。

(申請及び交付の決定)

第5条 この通学補給金の交付を受けようとする者は、担当民生児童委員を経由して、別紙様式（1）の申請書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査して交付の可否を決定するものとする。

(補給金の交付)

第6条 この通学補給金は現金又は口座振込みの方法により交付するものとする。

2 現金により交付を受けた者は、別紙様式（2）の領収書を会長に提出するものとする。

(会計処理)

第7条 この通学補給金交付事業の経理は、本会の予算に計上し、処理するものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は別に会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 6 3 年 1 2 月 2 1 日から施行し、昭和 6 3 年度該当者から適用する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

様 式 (1)

通学補給金交付申請書

私は、大泉町社会福祉協議会の通学補給金交付規程による通学補給金の交付を受けたいので申請します。

申請者 住 所 大泉町 番地
電 話
保護者 氏 名 印
子 供 氏 名
学 年 年 生

通学（入学）学校名
所在地
電 話

民生委員 住 所 大泉町 番地
電 話
氏 名 印

※ 在学証明書又は学生証（写）1通を添付してください。

※ 金融機関銀行（郵便局、農協を除く。）に振込みますので、保護者名義の口座を次によりご記入ください。

銀行名	銀行 信金	支店名	支店	口 座	普通 当座	番 号
名 義							

平成 年 月 日

社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会
会 長 様

様式(2)

通学補給金領収書

一金 円也

ただし、通学補給金交付規程による通学補給金として
上記の金額を領収しました。

領収者 住所 大泉町 番地
氏名 印

平成 年 月 日

社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会
会 長 様